

保育所等訪問支援をご利用ください



保育所等訪問支援とは・・・

訪問支援員（障害児施設で障害児に対する指導経験のある児童指導員・保育士）が保育所等を訪問し、発達に遅れのある児やその他専門的な支援を必要とする児が、集団生活に適應していく為にはどのような関わりや指導が必要なのか、担当の保育士と一緒に考え、専門的なアドバイスを行う、それが保育所等訪問支援です。

こんな時にご利用下さい

児童発達支援を利用しながら保育園・幼稚園に通いたい。
保育園・幼稚園でもこの子に合った支援をしてもらえたらいいな…



保育園・幼稚園に通っている我が子。でもなんとなく周りと一緒に行動出来ていない・一人で遊んでいることが多いわ…

1歳6カ月健診や3歳児健診で発達に心配があると言われた。今通っている保育園・幼稚園に継続して通っていて大丈夫かしら？



担任している子の中にちょっと気になる子がいる。この子の為にもっとしてあげられることがあるんじゃないかな？
ご家族にも伝えて一緒に頑張っていきたい！

ご利用までの流れ

※保護者による申請手続きが必要になります

- ① お住まいの市町村の窓口へ行き、「保育所等訪問支援を利用したい」旨を伝え、手続きをしてください。
- ② 受給者証が発行されたら、つつじが崎学園に連絡をして下さい。契約を行います。
- ③ 訪問先と日程調整を行い、訪問支援が始まります。
- ④ 基本的には継続的に訪問を行い、支援をしていきます。回数や期間については、相談をしながら決めていきましょう。

※ 保護者利用費は、満3歳になって初めての4月1日から3年間は無償です。それ以外の方は、国で決められた給付の1割負担となります。詳細につきましては市町村にお問い合わせ下さい。

訪問支援…？具体的にどんなことをするの？？

- はじめに、これからの支援がスムーズに進むよう保護者と訪問先の職員、訪問支援員が顔合わせを行います。
- 保護者や担当職員から聞き取りを行い、ニーズの把握、情報の共有を行います。又、同時に日常生活におけるお子さんの様子を見学させていただきます。
- ニーズの把握、共有が出来たところで、プランニング票・個別支援計画を作成し、お子さんに合った支援目標や支援方法を考えていきます。*保育所等訪問支援はPDCAサイクル（計画→実行→評価→改善）の流れで進めていく事業です。
- 定期的に訪問し、担当職員と話し合う中で、柔軟に取り組みを進めていきます。又、見学もさせていただきます。
- 2回目以降は訪問先の職員と訪問支援員で取り組み状況の確認を行います。希望に応じて保護者も同席することが可能です。時間は1～2時間を予定しています。

その他何でもお気軽にご相談下さい

児童発達支援センター つつじが崎学園

〒400-0013 山梨県甲府市岩窪町 614 番地

TEL : 055-251-7678

FAX : 055-251-7679

◀ 地域支援事業部 ▶

主任相談支援専門員：吉岡かよ

相談員：岩下詩歩

訪問支援員：大柴知子・岩下詩歩

